二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

市谷北谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県豊岡市中郷

字柏谷　四八〇番　一号から三号まで
四八二番　四号
一〇二番二　五号から八号まで、十号及び十一号
四九二番　九号
一〇一番　十二号から十六号まで
四八七番　十七号から二十一号まで
九二番二　二十二号
九一番　二十三号及び二十四号
九〇番　二十五号から二十八号まで
四八一番　二十九号及び三十号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

兵庫県朝来市生野町口銀谷の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°10′04.3956″	134°47′19.3052″
2	35°10′04.3951″	134°47′18.5370″
3	35°10′08.9001″	134°47′15.7202″
4	35°10′09.0228″	134°47′15.8760″
5	35°10′09.0263″	134°47′16.3432″
6	35°10′08.4586″	134°47′17.7038″
7	35°10′05.3494″	134°47′20.3454″
8	35°10′04.9035″	134°47′20.3134″

○国土交通省告示第八百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥条川

二　砂防法第二条の土地の表示

香川県坂出市王越町木沢の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°21′59.4244″	133°55′19.9239″
2	34°21′55.1384″	133°55′20.5480″
3	34°21′54.5936″	133°55′22.6156″
4	34°21′53.6804″	133°55′23.0493″
5	34°21′52.2802″	133°55′21.7261″
6	34°21′52.0628″	133°55′21.8077″
7	34°21′51.6866″	133°55′23.8705″
8	34°21′46.7894″	133°55′23.3659″
9	34°21′45.4039″	133°55′20.7424″
10	34°21′45.4206″	133°55′20.4155″
11	34°21′47.5551″	133°55′18.6812″
12	34°21′48.1207″	133°55′18.8032″
13	34°21′49.0894″	133°55′20.1100″
14	34°21′56.9418″	133°55′18.7960″
15	34°21′59.3915″	133°55′19.2981″

○四国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月五日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
丸亀市飯野町西分字分木甲四九九番七から同市飯野町西分字分木甲五二〇番四まで	前	二七・〇四～三〇・七六メートル	〇・〇七キロメートル
	後	二七・〇四～三〇・二二メートル	〇・〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理

国務大臣　小泉進次郎

環境大臣浅尾慶一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　小泉進次郎

内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を命ずる（以上九月三日）

国土交通省

齊藤　将彦　奥田　隆則　北村　治樹
藤山　智博　寺崎　寛之　塩川　達大
矢澤　祐一　横山　博一　村上　威夫
増田裕一郎　江口　大暁　倉石　誠司
北間　美穂　三浦　良平　齋藤　良太
小川　博之　片山　壮二　磯貝　敬智
野口　透良　前田　亮　松野　秀生
田中　政幸　杉田　雅嗣　髙木　直人
吉川　圭子　近藤　貴幸　荒川　真司
蒲生　恵介　櫻田　直樹　洞澤　秀雄
飯山真友子　岸　一雄　桐野　祐記
佐藤　勝己　廣戸　訓　正井　智子

令和八年不動産鑑定士試験短答式試験試験委員に任命します

任期は令和八年六月三十日までとします（各通）

（九月三日）

最高裁判所

最高裁判所事務総局人事局職員管理官兼最高裁判所事務総局人事局参事官　沢田　和弘

最高裁判所事務総局人事局参事官を命ずる

札幌高等裁判所事務局人事課長　奥山　史

最高裁判所事務総局人事局職員管理官を命ずる

最高裁判所事務総局デジタル審議官付審査官　久保寺真司

最高裁判所長官秘書官を命ずる（以上九月一日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

令和七年九月五日

金融庁長官　伊藤　豊

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項

令和７年６月11日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(8)第28444号	イーグル株式会社
東京都知事(1)第33022号	ＡＣＳリース株式会社